

みやぎ型管理運営方式
モニタリング基本計画書（案）について

令和2年2月18日

モニタリング基本計画書の構成

第1. 総論

第2. モニタリングの実施方法

第3. 契約内容の遵守状況に応じた措置

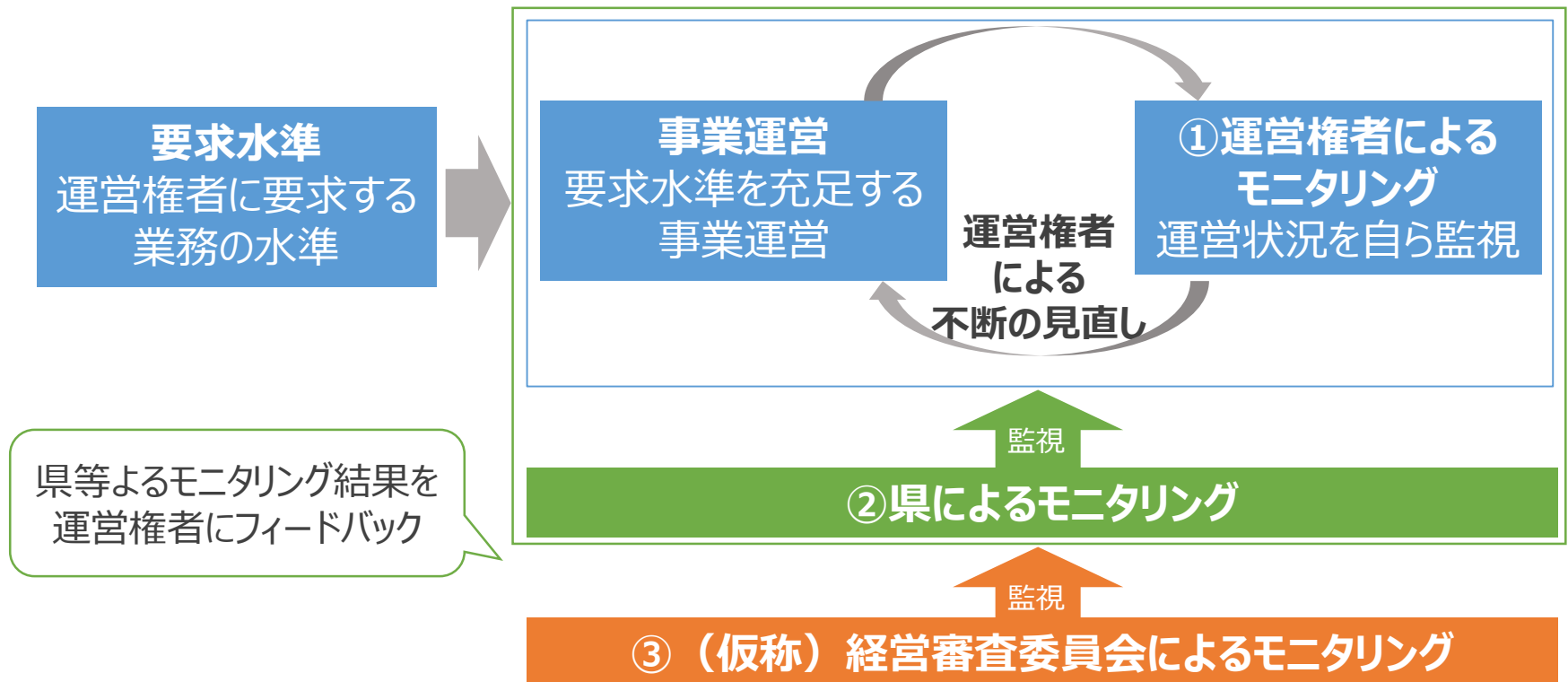
第4. 事業終了時のモニタリング

モニタリング

- モニタリングとは
 - 要求水準を安定的に充足することを確認するための監視
- モニタリングの基本方針
 - ①運営権者によるモニタリング、②県によるモニタリング、③（仮称）経営審査委員会によるモニタリングの**三段階モニタリング**により、運営権者による**適切かつ確実な事業運営**を確保する
 - モニタリング結果を運営権者にフィードバックし、運営権者が不断の見直しを行うことによって、**質の向上・安定的な事業運営**を図る

要求水準とモニタリングの関係

- 県が適切な要求水準を設定
- 要求水準を充足する具体的運営方法を、運営権者は自らの責任と判断において設定し、事業を運営
- 要求水準の遵守状況をモニタリングし、**結果を運営権者にフィードバックして、必要に応じて運営方法の見直しを行う**



三段階モニタリングの実施

三段階モニタリングによる適切かつ確実な事業運営の確保

① 運営権者によるモニタリング

- 運営権者は、自らが作成した計画に基づき、本事業の運営状況が要求水準を遵守しているかについて、モニタリングを実施

監視

② 県によるモニタリング

- 県は、運営権者から提出された書面及び会議体において運営権者からの報告を受け、**財務状況及び要求水準の達成状況について確認・監視**を行う
- 県が必要と判断した場合は、県は**現地確認や抜き打ち検査**を実施

監視

③ (仮称) 経営審査委員会によるモニタリング

- (仮称) 経営審査委員会は、運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果の確認・監視を行う
- (仮称) 経営審査委員会は、本事業の運営状況について、**中立的な立場で客観的な評価・分析**を行い、県及び運営権者に対して意見を述べる
- 県及び運営権者は、(仮称) 経営審査委員会における意見を尊重して事業運営に当たる

(仮称) 経営審査委員会

項目	内容
位置付け	宮城県の付属機関として設置 (県条例により位置づけ)
委員	上工下水道事業に精通した専門家（技術、会計、法務等）等で構成
役割	以下の項目等について中立・公平な意見を求める ・ 本事業のモニタリング（運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果の確認・監視等） ・ 予測困難な環境変化による運営権者収受額の定期改定、臨時改定時の内容 ・ 料金改定時の内容 ・ 改築計画書の内容 ・ 事業終了時の残存価値相当額 等 ・ 県と運営権者の紛争内容
費用	(仮称) 経営審査委員会に係る費用は県が負担する

要求水準違反違約金額の考え方について

要求水準違反違約金額検討の推移

- 令和元年度第3回PFI検討委員会では、要求水準違反の程度に応じて、レベル1～4の事象を設定することで提案した。また、それらの事象を上回る重大な事象に関しては、抑止効果も考え高額な違約金が必要ではないかとの意見があった。
- 令和元年度第4回PFI検討委員会では、上記を踏まえて、要求水準違反レベル別の事象、要求水準違反があった場合の県による対応、要求水準違反違約金額について提案し、それらの方向性について了承を得た。

要求水準違反レベル別の事象

モニタリングの結果、県が認識した事象を程度（レベル）で評価。

赤文字: 前回委員会からの主な修正点

		レベル1 軽微な不備	レベル2 外部に影響が及ばない 中程度の要求水準違反	レベル3 水質に関する 県基準等違反	レベル4 重度の要求水準違反 (法令違反)	レベル5 安定的な水の供給を阻 害する要求水準違反
事象	上			<ul style="list-style-type: none"> 水道水質に関する県基準未達 運営権者事由での送水量に関する要求水準違反 	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者事由での法定水質基準未達（送水停止により、法定水質基準を満たさない水は市町村受水槽に供給されていない） 法令違反（法定点検の未実施等） 	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者事由で法定水質基準を満たさない水を市町村受水槽に供給
	中	<ul style="list-style-type: none"> 業務における軽微な不備 	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準違反の影響が県と運営権者間または運営権設定対象施設内に留まるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道の水質に関する県基準未達 ※原水供給である仙台圏工業用水道事業は対象外 運営権者事由での送水量に関する要求水準違反 	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反（法定点検の未実施等） 	—
	下	<ul style="list-style-type: none"> 【例】 不衛生状態の放置 ユーティリティ備蓄の不足 設備の故障の頻発等 	<ul style="list-style-type: none"> 【例】 必要な点検（法定点検を除く）の未実施 頻発する設備の故障の放置等 	<ul style="list-style-type: none"> 放流水質に関する県基準未達（水質日常試験・中試験結果の月平均値が県基準未達である場合、ただし原因が、悪質排水の流入等の場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 放流水質に関する法定基準未達（水質日常試験・中試験結果の月平均値が法定基準未達である場合、ただし原因が、悪質排水の流入等の場合を除く） 法令違反（法定点検の未実施等） 	—

他のレベル4の項目とは性質が異なるため、レベル5とする。

要求水準違反があった場合の県による対応

【レベル1～4】

- レベル1～3の事象が発生した場合、運営権者は改善計画を策定し、県は承認をする。県は、運営権者に対し改善計画に基づき改善措置を取らせるが、改善期間（要求水準違反発生後、県による次の段階の対応を猶予する期間）内に改善が見られなければ、県は次の段階の対応を実施し、最終的に運営権者は違約金を支払うことになる（支払命令）。
 ※違約金の支払命令にあたっては、県及び運営権者が（仮称）経営審査委員会に事象を報告し意見を求めることができる。（以下、同じ）
- レベル4の事象が発生した場合には、運営権者は即、要求水準違反違約金を支払わなければならない（支払命令）。この場合においても、運営権者は改善計画を策定し、県は承認をする。
- レベル1～4の事象が発生し、要求水準違反が一定期間内に改善されたとしても、再発監視期間（要求水準違反が改善した後、違反を再発しないか監視する期間）に再発した場合には、県の次の段階の対応を実施する。
- 支払命令の対応にも関わらず、改善が行われていると認められない場合、県は、実施契約を解除することができる。

【レベル5】

- 水道用水供給事業において、要求水準違反がレベル5に該当すると判断された場合、県及び運営権者は（仮称）経営審査委員会へ事象の内容を報告し、運営権者との契約の継続について意見を聞いたうえで、契約解除することができる。
- 運営権者は、契約解除の場合はレベル5の要求水準違反違約金及び契約解除違約金、契約を継続する場合はレベル5の要求水準違反違約金を支払わなければならない。なお、レベル5に相当する事象が生じた場合の要求水準違反違約金は、事象の重大性に鑑みて、他の要求水準違反違約金よりも高額な違約金を設定する。

県による対応	レベル1 軽微な不備	レベル2 外部に影響が及ばない 中程度の要求水準違反	レベル3 水質に関する 県基準等違反	レベル4 重度の要求水準違反 (法令違反)	レベル5 安定的な水の供給を阻害する要求水準違反
勧告	●	—	—	—	—
命令	●	●	●	—	—
命令 (支払命令)	レベル1の違約金	レベル2の違約金	レベル3の違約金	レベル4の違約金	レベル5の違約金

要求水準違反違約金額（案）

	レベル1 軽微な不備	レベル2 外部に影響が及ばない中 程度の要求水準違反	レベル3 水質に関する 県基準等違反	レベル4 重度の要求水準違反 (法令違反)	レベル5 安定的な水の供給を阻 害する要求水準違反
上	4万円/日	13万円/日	220万円/日	440万円/日	大崎 : 3億円/件 仙南・仙塩 : 4億円/件
工			40万円/日	70万円/日	—
下			190万円/日	370万円/日	—

要求水準違反違約金額の検討② レベル1, 2

- レベル1, 2の違約金額は, 全事業で一律とする。
- 金額設定に当たり, 内閣府「契約に関するガイドライン」を参考にし, 一日当たり運営権者収受額に20%の率を乗じる。
- レベル1, 2の一日当たり違約金額
= 一日当たり運営権者収受額 1,892万円 × 20% ÷ 9 (※) × 一定率
※ 要求水準違反を犯すことの重みは, 9個別事業ごとに変わらないため, 9で除した。
- 上記式における「一定率」について, レベル2, 1それぞれに設定。
 - レベル4は100%, レベル3は50% (次頁参照) と考え, レベル1, 2は下記の通り。
 - レベル2 : 30% → 13万円/日
 - レベル1 : 10% → 4万円/日
- 違約金額は, 一日当たり違約金額に, 違約金発生から要求水準違反解消までの期間 (日単位) を乗じて算定する。

契約に関するガイドライン – P F I 事業契約における留意事項について (抜粋)

5 – 5 違約金 3. 違約金の支払い額 (施設の完工前)

施設完工前の選定事業者の帰責事由による解除時に, 選定事業者が管理者等に支払う違約金の額の設定については, 標準約款第47条第2項の規定における〔注〕を参考として, 建設工事費相当の対価の額の100分の10 (場合によっては100分の20) に相当する額とする考え方などがある。

要求水準違反違約金額の検討① レベル3, 4

- レベル4（重度の要求水準違反又は法令違反）の一日当たり違約金額は、一日当たり運営権者収受額を基準に設定。
- レベル4の違約金額を基準に一定率を乗じ、レベル3（水質に関する県基準等違反）の違約金額を設定。下表は、「一定率」を50%とした場合の違約金額。
- 3事業について、それぞれ最も高い違約金を採用する。
- 違約金額は、一日当たり違約金額に、違約金発生から要求水準違反解消までの期間（日単位）を乗じて算定する。

(単位：万円)	1日当たり運営権者収受額	100% (レベル4)	50% (レベル3)	10万円未満を切り上げ	
				100% (レベル4)	50% (レベル3)
水道用水供給事業					
大崎広域水道用水供給事業	408	408	204	→ 410	→ 180
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	437	437	218	→ 440	→ 220
工業用水道事業					
仙塩工業用水道事業	70	70	35	→ 70	→ 40
仙台圏工業用水道事業	44	44	—	→ 50	→ —
仙台北部工業用水道事業	21	21	10	→ 30	→ 20
流域下水道事業					
仙塩流域下水道事業	366	366	183	→ 370	→ 190
阿武隈川下流域下水道事業	356	356	178	→ 360	→ 180
鳴瀬川流域下水道事業	56	56	28	→ 60	→ 30
吉田川流域下水道事業	134	134	67	→ 140	→ 70

※ 仙台圏工業用水道事業は、原水供給のため、レベル3の対象外

要求水準違反違約金額の検討（レベル5）

- レベル5の要求水準違反違約金は、1年当たり運営権者収受額を基準に、内閣府「契約に関するガイドライン」を参考に、20%を乗じ算定する。

(単位：億円)	20年間	1年当たり	20%		億円未満を 切り上げ	契約解除違約金を含めた、 運営権者の支払額
大崎広域水道用水供給事業	298	14.90	2.98	→	3	6
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	319	15.95	3.19	→	4	7

- 水道用水供給事業において、要求水準違反がレベル5に該当すると判断された場合、県は（仮称）経営審査委員会へ事象の内容を報告し、運営権者との契約の継続について意見を受けた上で、契約解除することができる。
- 運営権者は、下記の金額を支払わなければならない。
 - 契約解除の場合： レベル5の要求水準違反違約金及び契約解除違約金
 - 契約を継続する場合： レベル5の要求水準違反違約金
- 契約解除違約金については、次の運営権者を募集する際の費用見込み額としての性質があり、他事例においては、おおむね3億円程度に設定されている。
【参考】他事例における契約解除違約金の額

分類	事業名	契約解除違約金額
空港	仙台空港特定運営事業	3億円
下水道	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業	2億5千万円
工業用水道	熊本県有明・八代工業用水道運営事業	2億7千万円